

国立大学法人富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費支出制度に関する取扱要項

令和4年11月22日 制定

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）において、競争的研究費等の直接研究費から、研究代表者（PI：Principal Investigator）等（以下「研究代表者等」という。）の人件費を支出する制度（以下「本制度」という。）を適用することにより、確保した資金を本学の研究力向上のため、研究者が研究に専念できる環境の整備や若手研究者に対する重点的な支援に活用することに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要項で用いられる用語の定義は、次の各号に定める。

（1）競争的研究費

各府省の資金配分機関からの公募により配分される競争的研究費をいう。

（2）競争的研究費等

競争的研究費、受託研究費（受託事業費を含む。）及び研究助成金をいう。

（3）直接経費

競争的研究費等により配分される経費のうち、直接研究に必要な経費として研究者が使用する経費をいう。

（4）研究代表者等

当該競争的研究費等により実施する研究の研究代表者及び常勤の研究分担者をいう。

（5）エフォート

研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％）をいう。

（6）研究環境向上支援経費

本制度において、研究代表者等の人件費を競争的研究費等の直接経費から支出することにより、確保した財源にて実施する支援のための経費をいう。

（7）学系

国立大学法人富山大学学則第17条に定める学術研究部の各学系をいう。

（対象となる事業）

第3条 本要項で対象となる事業は、競争的研究費等で、資金配分機関が、研究代表者等の人件費支出を認めている事業とする。

2 前項の競争的研究費等のうち、直接経費が1,000万円未満の事業については、本要項の

対象としない。

- 3 前項の事業であっても、研究代表者等の人件費を支出することで、研究の遂行に支障を及ぼさないと学系の長が判断する場合は、本要項の対象とすることができる。

(対象者)

第4条 本制度を用いることができる研究者は、本学に所属する研究代表者等とする。

(要件)

第5条 競争的研究費等の直接経費から、研究代表者等の人件費を支出するには、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 研究代表者等本人が了承していること。
- (2) 人件費の支出額は、研究代表者等の年間給与額に競争的研究費等を用いて実施する研究課題のエフォートを乗じた額、もしくは資金配分機関が定める上限額のうちいずれか低い額を上限とすること。

(エフォートの管理)

第6条 研究代表者等が所属する学系の長は、本制度の趣旨に鑑み、研究代表者等のエフォートを適切に管理し、研究代表者等をはじめとする研究者が当該研究活動に専念できるよう、業務の軽減等により研究時間の確保を図るものとする。

(研究環境向上支援経費の配分について)

第7条 研究環境向上支援経費（以下「支援経費」という。）は、次の各号に掲げる支援に活用するものとする。

- (1) 研究代表者等自身の処遇改善に用いる経費
 - (2) 本学の研究力向上に用いる経費
- 2 前項の支援経費の各号間の配分割合については、研究代表者等が決定することができる。なお、前項第2号については50%を下回らない範囲で決定するものとする。
 - 3 第1項各号に掲げる支援経費の詳細については、国立大学法人富山大学競争的研究費等の直接経費から研究代表者等の人件費支出についての活用方針第3条に定める活用策から、研究代表者等が選択を希望することができる。
 - 4 第1項第1号に掲げる支援経費のうち、研究代表者等の給与については、国立大学法人富山大学職員給与規則等の規定に基づき支給する。
 - 5 第1項第2号に掲げる支援経費については、研究代表者等が希望する活用策に基づき、学系の長が使途を決定する。
 - 6 前項の活用策を実施する場合、第1項第2号に掲げる支援経費に、研究代表者等有する、使途の制限のない他の研究経費を追加することを妨げない。

- 7 研究代表者等が競争的研究費等申請時に本学に雇用されていない場合、国立大学運営費交付金により雇用されていない場合、競争的研究費等申請後に定年退職となる場合及び競争的研究費等の直接経費から支出することにより確保される財源がない場合は、前各項に定める支援経費の配分は行わないものとする。

(申請方法)

- 第8条 研究代表者等が本制度の適用を希望する場合は、当該研究課題の採択決定後に速やかに、研究環境向上支援経費申請書（別紙様式1）を学長に申請するものとする。なお、研究分担者が申請を行う場合は、あらかじめ研究代表者の了承を得るものとする。
- 2 前項の申請を受けた学長は、当該研究代表者等が所属する学系の会議の意見を聴いて、承認若しくは不承認の決定をするものとする。
 - 3 研究代表者等は、競争的研究費等の減額変更等により、人件費の計上額を変更せざるを得ない等のやむを得ない事情がある場合に限り、申請内容の変更を記載した研究環境向上支援経費変更依頼書（別紙様式2）を学長に提出するものとする。
 - 4 研究代表者等は、本制度の適用を中止する場合は、研究環境向上支援経費中止依頼書（別紙様式3）を学長に提出するものとする。
 - 5 研究代表者等は、第1項による申請を年度ごとに行うものとする。当該研究課題が次年度に継続する場合で、引き続き本制度の適用を希望するときは、各年度1月末までに、研究環境向上支援経費申請書（別紙様式1）を学長に提出するものとする。
 - 6 学長は、前3項の提出があった場合には、第2項の規定を準用する。
 - 7 学長は、本制度の適用を受ける研究代表者等が研究費不正等により、懲戒処分を受けることとなった場合、当該研究代表者等の申請によらず、直ちに本制度の適用を中止もしくは変更することができる。

(報告)

- 第9条 学系の長は、所属の研究代表者等が本制度の適用を受け使用した支援経費に係る実績について、年度ごとに研究環境向上支援経費活用実績報告書（別紙様式4）を学長に提出するものとする。
- 2 学長は、本制度を利用した活用実績を競争的研究費等の資金配分機関が定める期日までに報告するとともに、本学のホームページ等で公表するものとする。

(その他)

- 第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年11月22日から施行する。

- 2 この要項の施行日前に受入又は契約をした競争的研究費等については、資金配分機関が契約変更や流用等により、使途の変更（研究代表者等の人件費計上）を認める場合に限り、この要項を適用することができる。

(別紙様式 1)

年 月 日

学 長 殿

所属学系

研究代表者等名

研究環境向上支援経費申請書

国立大学法人富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者等の人件費支出制度に関する取扱要項第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり研究環境向上支援経費を申請します。

記

研究課題名		
競争的研究費等名		
全体研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
本制度利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
本課題の研究活動に従事するエフォート (A)	(配分機関に届け出ているエフォート) %	
年間給与額 (B)	(事務局で記載します) 千円	
支出可能な人件費上限額 (C)	千円 : エフォート (A) % × 年間給与額 (B) 千円	
資金配分機関が定める人件費上限額 (D)		
支出希望人件費額 (E)	千円 (C, D を超えない範囲で設定できます。)	
希望する支援 (E) = (F) + (G)	研究代表者等自身の処遇改善 (F)	千円
	本学の研究力向上 (G) (50%以上)	千円
本学の研究力向上で希望する具体的な支援内容	☐ 若手研究者の雇用 ☐ 博士 (後期) 課程学生等の処遇改善 ☐ 学部学生及び修士 (博士前期) 課程学生の研究支援 ☐ その他 ()	
追加の支援経費 (任意)	その他使途の制限のない研究経費 (I)	千円

以上

(別紙様式2)

年 月 日

学 長 殿

所属学系
研究代表者等名

研究環境向上支援経費変更依頼書

国立大学法人富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費支出制度に関する取扱要項第8条第3項の規定に基づき，下記のとおり研究環境向上支援経費の変更を依頼します。

記

研究課題名	
競争的研究費等名	
全体研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
本制度利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更しようとする内容	

【変更しようとする理由】

〇〇のため。

以上

(別紙様式3)

年 月 日

学 長 殿

所属学系
研究代表者等名

研究環境向上支援経費中止依頼書

国立大学法人富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費支出制度に関する取扱要項第8条第4項の規定に基づき，下記のとおり研究環境向上支援経費の中止を依頼します。

記

【本制度を中止する研究課題の概要】

研究課題名			
全体研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日	本課題の研究活動に 従事するエフォート	%
競争的研究費等名			

【中止しようとする理由】

〇〇のため。

(別紙様式 4)

年 月 日

学 長 殿

学系長名

研究環境向上支援経費活用実績報告書

国立大学法人富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者 (PI) 等の人件費支出制度に関する取扱要項第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施状況

①事業名	②直接経費から人件費を支出した、所属研究代表者等の人数 (人)	③所属する研究代表者等について、直接経費から支出した人件費の総額 (円)	④所属する研究代表者等について、直接経費から人件費を支出したことにより確保した財源の総額 (円)
合計			

2. 確保した財源の使途、具体的な活用内容、効果等

※ 他の経費と一体的に活用することも可能です。その場合はどのような経費と併せて何の取組に活用したか分かるように記載してください。

※ 必要に応じて参考資料を添付してください。

以上